

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 6 号

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 5 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会、山陽小野田市選挙管理委員会及び
山陽小野田市農業委員会

3 報告書提出年月日

平成 2 7 年 2 月 5 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

監理室、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び山陽総合事務所

3 監査の期間

平成 27 年 1 月 5 日から平成 27 年 2 月 2 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 財務規則について

ア 資金前渡に係る財務規則の一部が不適切な状態にある。財務規則の一部を削除する改正を行われたい。

【出納室】

(2) 行政財産管理について

ア 行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

【山陽総合事務所地域活性化室】